

被扶養者の資格確認「検認」を実施します

被扶養者の認定が継続できるか判定するため、被扶養者の資格確認「検認」を実施します。

令和6年4月1日現在で15歳以上の被扶養者が検認対象となります。

対象となる方には7月中旬に被扶養者現況申告書を所属所宛てに送付しますので、次の表により必要な書類を確認し、期限内に提出できるよう準備をお願いします。

○は必ず提出してください。△は該当する場合に提出してください。

被扶養者の状況			収入の種類等	被扶養者の収入確認書類				共同扶養者の収入確認	同居の確認	送金確認
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分		申告時点で発行される最新の所得証明書	給与支給明細書 [R5.6~R6.5支給分] 及び雇用条件確認書類	年金額振込通知書等最新の年金額が分かる書類	令和5年分確定申告書の控え	所得証明書・確定申告書の控え・年金振込通知書等扶養義務者全員の収入額全てを確認できる書類 (注1)	住民票の写し (注2)	送金確認書類 [R5.6~R6.5] (学生の場合は、R6.4.1以後発行の在学証明書で代替可)
有				確認書類不要						
無	無	同居		○				△	△	
		別居		○				△		○
	有	同居	給与	○	○			△	△	
			年金	○		○		△	△	
			事業収入				○	△	△	
			その他	○				△	△	
	別居	給与	○	○			△		○	
		年金	○		○		△		○	
事業収入					○	△		○		
その他		○				△		○		

(注1) 被扶養者が子の場合は、夫婦双方の収入額が確認できる書類を提出してください。ただし、配偶者が被扶養者の場合や、夫婦とも公立学校共済組合員の場合は不要です。

(注2) 被扶養者が配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合、同居を確認できる住民票の写し(証明日が令和6年6月1日以後のもの)を提出してください。

- 収入状況及び扶養状況によっては、上記以外の書類が必要になることもあります。父母又は祖父母のどちらか一方が被扶養者で、その被扶養者に扶養義務者となる配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額が確認できる書類も提出してください。
- 被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いとなるものを含まず。

<被扶養者の収入としてその額を確認するものの例>

- 通勤手当(会計年度任用職員の通勤費等)
- 雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)
- 遺族年金
- 障害年金
- 企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金

- 検認に係る通知一式及び収入判定票等は、7月中旬にホームページに掲載しますので、活用してください。公立学校共済組合広島支部 <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/> (組合員専用ページ及び事務担当者専用ページに掲載します。)
- 例年過去に遡って取消となり、多額の医療費等を当支部へ返還する事例が発生しています。日頃から被扶養者の収入状況を確認し、要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに関係書類を提出してください。